

事 務 連 絡  
平成20年9月26日

関係団体各位

県土整備部長  
(公印省略)

### 入札・発注制度の改善について

今般、指名停止事由に該当する不正行為を行った者の入札参加及び契約に関して、より厳しく対処するため、平成20年9月26日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1 入札参加資格の見直し

##### 趣 旨

故意に基づく特に悪質な行為である贈賄、競売入札妨害又は談合及び独占禁止法違反については、逮捕又は起訴等の事実の発生により、青森県建設業者等指名停止要領の措置要件に該当することが明確に規定されていることから、逮捕又は起訴等の事実が発生した時点から入札に参加させないこととします。

##### 改正の内容

一般競争入札の公告の入札参加資格として「指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。」を加えます。

また、指名競争入札の入札条件として「指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、入札に参加させない。」を加えます。

#### 2 契約の締結の見直し

##### 趣 旨

指名停止の効果は開札前までとしている規定を見直し、開札後から契約締結までの間においても、指名停止となった場合又は贈賄、競売入札妨害、談

合若しくは独占禁止法違反による逮捕若しくは起訴等の事実が発生した場合には、契約を締結しない取扱いとします。

#### 改正の内容

一般競争入札の公告の契約締結及び指名競争入札の入札条件として「知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。」を加えることとします。

また、指名停止要領第2条第3項を「契約担当者等は、指名停止を受けた者を現に指名しているときは、開札前には当該指名を取り消し、開札後契約締結前には、契約を締結しないものとする。」に改めます。

### 3 その他（指名停止要領の改正）

#### (1) 指名停止期間の延長に関する取扱いの見直し

##### 趣旨

指名停止期間の加重等の判断に時間を要する場合には、一度指名停止措置を行った後においても指名停止期間の延長ができるよう改めます。

##### 改正の内容

指名停止要領第10条第1項の指名停止期間を変更できる場合を「情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったとき等指名停止期間を変更すべき事由が確認されたとき」に改めます。

#### (2) 速やかに指名停止措置を講じるための運用

##### 趣旨

贈賄、競売入札妨害又は談合及び独占禁止法違反（指名停止要領別表第9号から第15号までに該当）による指名停止措置については、速やかに指名停止の措置を行うため、事後に青森県建設業者指名審査会の意見を聴くこととします。

##### 改正の内容

指名停止要領第12条のただし書に、「ただし、別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する有資格建設業者について、第3条の規定により指名停止の措置を行おうとする場合は、この限りでない。」を追加します。